

扶桑町議会報告第 2 号

令和 7 年度扶桑町健全化判断比率等報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

令和7年度扶桑町健全化判断比率等報告書

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
該当なし (13.65)	該当なし (18.65)	0.4 (25.0)	該当なし (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「該当なし」を記載する。
- 2 () 内は早期健全化基準を記載する。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
扶桑町下水道事業会計	該当なし (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「該当なし」を記載する。
- 2 () 内は経営健全化基準を記載する。

令和 7 年 度

扶桑町財政健全化等審査意見書

扶 桑 町 監 査 委 員

8 扶 監 第 4 9 号
令和 8 年 8 月 2 6 日

扶桑町長 鯖 瀬 武 様

扶桑町監査委員 間 宮 勝 則

扶桑町監査委員 澤 田 憲 宏

令和 7 年度扶桑町財政健全化等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度扶桑町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和 7 年度扶桑町財政健全化等審査意見書

第 1 審査の概要

この財政健全化等審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）その他関係政令に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が作成されているか、各指標の算定は適正か、また、その根拠数値は正確かどうかを検証するため、算定の基礎となった関係書類との照合、計算、必要に応じた関係職員からの説明聴取により審査を実施した。

第 3 審査年月日

令和 8 年 8 月 12 日

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	令和 7 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	該当なし	13.65
② 連結実質赤字比率	該当なし	18.65
③ 実質公債費比率	0.4	25.00
④ 将来負担比率	該当なし	350.00

(2) 資金不足比率 (単位：%)

区 分	令和 7 年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	該当なし	20.00

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

令和7年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は該当ありません。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は該当ありません。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率0.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められます。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため、将来負担比率は算定されません。したがって、良好な状態にあると認められます。

(2) 資金不足比率

資金不足額がないため、資金不足比率は算定されません。したがって、良好な状態にあると認められます。

第5 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありませんが、一方では、下水道事業会計における国庫補助金の動向による地方債の増加と新ごみ処理施設の建設費の増加に伴う町の財政負担の増加が見込まれる。これらの地方債及び将来負担を及ぼす影響を注視し、中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営に努められたい。